

平成24年

# 春季全国火災予防運動を 実施しています（3月7日まで）



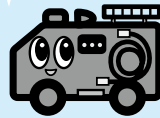
全国統一防火標語

『消したはず 決めつけしないで もう一度』

■市消防本部で実施する主な行事は次のとおりです。

- ① 小松島市消防フェア
- ② 広報車などによる火災予防広報
- ③ 大型店舗・危険物施設などへの立入検査
- ④ 空地の枯草除去依頼

ご協力よろしく  
お願いします。



## 消火器（業務用）と 住宅用消火器

消火器には、規格上、消火器（業務用）と住宅用消火器と呼ばれるものがあります。通常イメージする赤い消火器は、住宅用以外の消火器（業務用）のことです。



### ◆消火器（業務用）

住宅用消火器に比べて消火性能や使用範囲などが優れており、飲食店や事業所など設置が義務付けられた場所に置くことができます。

### ◆住宅用消火器

住宅火災を対象としているため、消火器（業務用）と比べて消火性能が劣りますが、一般のご家庭には、維持管理が比較的容易で軽量かつ小型である住宅用消火器の設置を推奨します。  
※薬剤の詰め替えができない構造になっています。

## 消火器の規格・点検基準 を改正

多発している古い消火器の破裂事故を踏まえ、消火器の規格および点検基準が改正されました。

消火器の破裂事故は、不十分な保守管理のもとで経年劣化が進んだ消火器を操作または廃棄処理する際に主として発生していることから、消火器の規格が変更され、消火器に安全上の注意事項などの表示が義務付けられることになりました。

また、点検基準の改正により、耐圧性能試験を導入することとなりました。

### ◆追加された注意事項

#### 住宅用消火器

- ① 住宅用消火器である旨
- ② 使用時の安全な取り扱いに関する事項
- ③ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ④ 点検に関する事項
- ⑤ 廃棄時の連絡先および安全な取り扱いに関する事項

#### 消火器（住宅用以外）

- ① 住宅用消火器でない旨
- ② 加圧式の消火器または蓄圧式の消火器の区別
- ③ 標準的な使用条件の下で使用した場合に、安全上支障がなく使用することができる標準的な期間または期限
- ④ 使用時の安全な取り扱いに関する事項
- ⑤ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ⑥ 点検に関する事項
- ⑦ 廃棄時の連絡先および安全な取り扱いに関する事項
- ⑧ 消火器が適応する火災の絵表示等を図示

## 改正された適応火災表示マーク

（絵表示）



普通火災用



油火災用



電気火災用